能性がないと認められる場合を除き、特定信用事業代理業として行う法第百六条第二項第一号及び第三号に掲げる行為（所属組合が受け入れたその利用者の貯金等又は国債を担保として行う契約に係るものを除く。）の内容及び方法が、次のいずれにも該当すること。

イ・ロ　（略）

ハ　兼業業務として信用の供与を行っている顧客に対し、特定信用事業代理業に係る資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介を行うときは、あらかじめ顧客の書面又は電磁的方法による同意を得て、所属組合に対し、兼業業務における信用の供与の残高その他の所属組合が契約の締結の判断に影響を及ぼすこととなる重要な事項を告げることとしていること。

（組合及び連合会に対する意見聴取等）

第五十条の三十三　（略）

２・３　（略）

４　第一項第二号の規定による業務規程等の交付若しくは送付又は意見書の提出については、当該業務規程等又は当該意見書が電磁的記録で作成されている場合には、電磁的方法をもって行うことができる。

（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則の一部改正）

第五条　農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則（平成九年大蔵省農林水産省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線部分を加える。

改正後	改正前
（業務の代理の認可の申請等） **第十一条**　（略） ２　（略） ３　農林水産大臣及び金融庁長官等は、第一項の規定による認可の申請があったときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。 一～十五　（略） 十六　主たる組合業務等の内容が資金の貸付け、手形の割引、債務の保証、手形の引受けその他の信用の供与を行う業務である場合においては、前号イからハまでのいずれにも該当せず、かつ、その業務について所属農林中央金庫等と業務代理組合の利益が相反する取引が行われる可能性がないと認められるときを除き代理事業として行う前項第三号イ⑵に掲げる行為（所属農林中央金庫等が受け入れたその利用者の貯金等又は国債を担保として行う契約に係るものを除く。）の内容及び方法が次に掲げる要件のいずれにも該当すること。 イ・ロ　（略） ハ　組合業務等として信用の供与を行っている利用者に対し、代理事業に係る資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介を行うときは、あらかじめ利用者の書面又は法第十一条第三項に規定する電磁的方法による同意を得て、所属農林中央金庫等に対し、組合業務等における信用の供与の残高その他の所属農林中央金庫等が契約の締結の判断に影響を及ぼすこととなる重要な事項を告げることとしていること。 十七～四十　（略） ４～12　（略）	（業務の代理の認可の申請等） **第十一条**　（略） ２　（略） ３　農林水産大臣及び金融庁長官等は、第一項の規定による認可の申請があったときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。 一～十五　（略） 十六　主たる組合業務等の内容が資金の貸付け、手形の割引、債務の保証、手形の引受けその他の信用の供与を行う業務である場合においては、前号イからハまでのいずれにも該当せず、かつ、その業務について所属農林中央金庫等と業務代理組合の利益が相反する取引が行われる可能性がないと認められるときを除き代理事業として行う前項第三号イ⑵に掲げる行為（所属農林中央金庫等が受け入れたその利用者の貯金等又は国債を担保として行う契約に係るものを除く。）の内容及び方法が次に掲げる要件のいずれにも該当すること。 イ・ロ　（略） ハ　組合業務等として信用の供与を行っている利用者に対し、代理事業に係る資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介を行うときは、あらかじめ利用者の書面による同意を得て、所属農林中央金庫等に対し、組合業務等における信用の供与の残高その他の所属農林中央金庫等が契約の締結の判断に影響を及ぼすこととなる重要な事項を告げることとしていること。 十七～四十　（略） ４～12　（略）